

## 株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号並びに  
会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 8 月 1 日

株式会社オートバックスセブン  
株式会社ピューマ

2024年8月1日

## 株式交換に係る事後開示書面

東京都江東区豊洲五丁目6番52号  
株式会社オートボックスセブン  
代表取締役 堀井 勇吾

富山県射水市戸破1637番地  
株式会社ピューマ  
代表取締役 恩田 学

株式会社オートボックスセブン（以下「オートボックスセブン」といいます）及び株式会社ピューマ（以下「ピューマ」といいます）は、2024年6月10日付で両者の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます）に基づき、2024年8月1日を効力発生日として、オートボックスセブンを株式交換完全親会社、ピューマを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます）を行いました。

本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）  
2024年8月1日
  
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過  
会社法第784条の2の規定による請求を行ったピューマの株主はおりませんでした。
  - (2) 会社法785条の規定による手続の経過  
ピューマは、会社法第785条第3項の規定により、2024年6月10日に、ピューマの株主に対し、本株式交換を実施する旨並びに株式交換完全親会社であるオートボックスセブンの商号及び住所を通知しましたが、会社法第785条第1項の規定により買取請求を行ったピューマの株主はおりませんでした。

- (3) 会社法第787条の規定による手続の経過  
該当事項はありません。
  - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過  
該当事項はありません。
3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）
- (1) 会社法第796条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過  
本株式交換は、オートバックスセブンにとって会社法796条第2項本文に定める場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。
  - (2) 会社法第797条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過  
オートバックスセブンは、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項に従い、2024年7月2日付でオートバックスセブンの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社となるピューマの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第796条第2項本文に定める場合（簡易株式交換）に該当することから、会社法第797条第1項の規定による手続について、該当事項はありません。
  - (3) 会社法第799条（債権者の異議）の規定における手続の経過  
該当事項はありません。
4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）  
本株式交換によりオートバックスセブンに移転したピューマの株式の数は、普通株式796株です。
5. 前各号に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）
- (1) オートバックスセブンは、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに、本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定により本株式交換に反対する旨を通知したオートバックスセブンの株主はおりませんでした。
  - (2) ピューマは、会社法783条第1項の規定に基づき、2024年6月10日開催の定時株

主総会決議により、本株式交換契約の承認を得ております。

- (3) オートボックスセブンは、本株式交換に際して、本株式交換によりオートボックスセブンがピューマの発行済普通株式の全部を取得する時点の直前時点におけるピューマの株主（ただし、オートボックスセブンを除きます。）に対し、以下の方法により算出された本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます）を乗じて得られる数のオートボックスセブンの普通株式を割当交付いたしました。

$$\text{本株式交換比率} = 688,151.445\text{円} / 1,528,386\text{円} = 450.247$$

なお、オートボックスセブンが割当交付したオートボックスセブンの普通株式の合計は358,396株であり、そのすべてをオートボックスセブンが保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。

- (4) 本株式交換により増加したオートボックスセブンの資本金および準備金の額は以下のとおりです。

①資本金	金0円
②資本準備金	金0円

- (5) ピューマは、ピューマが保有する自己株式の全部を、2024年5月31日開催の取締役会の決議により、2024年6月10日付で消却いたしました。

- (6) オートボックスセブンは、公正取引委員会から、2024年7月10日付で本株式交換にかかる株式取得に関する計画について排除措置命令を行わない旨の通知を受けました。

以上